

別表 1

社会福祉施設整備費補助金「補助事業名」、「補助事業」、「補助事業者」及び「補助率」一覧表

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 補助率
児童厚生施設等整備事業	児童福祉法第35条第3項の規定及び平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」により市町村が設置する小型児童館及び児童センターの整備	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）	<p>3分の1以内</p> <p>（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 4分の1以内</p>

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 補助率
	<p>児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき事業を実施する市町村が設置する放課後児童クラブの整備</p>	<p>市町村</p>	<p>3分の1以内</p> <p>（令和5年8月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下、「国通知」という。）第1の3に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合。 6分の1以内</p> <p>国通知第1の4に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合。 12分の1以内</p> <p>市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合。 9分の2以内</p> <p>市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合で、国通知第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合。 8分の1以内</p>

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 補助率
			<p>市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合で、国通知第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合。 16分の1以内</p>
	<p>児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づき事業を実施する市町村が設置する病児保育施設の整備</p>	<p>市町村</p>	<p>3分の1以内</p> <p>市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第6条の3第13項の規定に基づき、社会福祉法人、学校法人及び医療法人が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合。 10分の3以内</p>

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 補助率
児童福祉施設等整備事業	児童福祉法第35条第4項の規定により社会福祉法人が設置する児童福祉施設（児童養護施設及び児童自立支援施設に限る。）の整備	社会福祉法人	<p>4分の3以内</p> <p>『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和3年2月4日付け子家発0204 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた児童養護施設に係る整備事業で、要件を満たす場合 4分の3以内</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備 4分の3以内</p>
	児童福祉法第34条の3第2項及び第35条第4項の規定により社会福祉法人が設置する障害児通所支援事業等を行う施設及び児童福祉施設（障害児施設等に限る。）の整備	社会福祉法人等	<p>4分の3</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備 6分の5</p> <p>公害防止対策事業として行う整備 5分の4</p>

別表 2

児童厚生施設等整備事業

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
施設整備	小型児童館	217.6㎡以上 46,998,000円 ただし、拡張の場合は、次により算出した額。 46,998,000円 × $\frac{\text{拡張面積}}{\text{整備後面積}}$	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(この交付要綱の3(1)から(6)までに定める経費を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)。 ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。
		放課後児童クラブを設ける場合 9,960,000円 を加算	
		初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設 3,717,000円 を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 1 施設 1,239,000円	
		令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 70,497,000円 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設 5,577,000円 を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 1 施設 1,859,000円	
		地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備 ・地域交流スペース 43,395,000円 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 2,388,000円 ・防災拠点型 58,569,000円 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 6,246,000円	
解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,481,000円 令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 3,720,000円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
			改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 3,702,000円 令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 5,982,000円
ス 設 備 リ ン ク ラ ー 工 事 費	床面積が6,000㎡以上の場合 1㎡当たり 12,000円	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
	児童センター	<p>336.6㎡以上 70,800,000円 ただし、大型児童センター(500㎡以上)については、次に掲げる額。 94,464,000円</p> <hr/> <p>放課後児童クラブを設ける場合 9,960,000円を加算</p> <hr/> <p>初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 ・児童センター 1施設 3,717,000円を加算 ・大型児童センター 1施設 6,729,000円を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 ・児童センター 1施設 1,239,000円 ・大型児童センター 1施設 2,243,000円</p> <hr/> <p>令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 ・児童センター 106,203,000円 ・大型児童センター 141,696,000円</p> <hr/> <p>初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 ・児童センター 1施設 5,577,000円を加算 ・大型児童センター 1施設 10,095,000円を加算</p> <hr/> <p>ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 ・児童センター 1施設 1,859,000円 ・大型児童センター 1施設 3,365,000円</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(この交付要綱の3(1)から(5)までに定める経費を除く。)及び工事事務費</p>

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
		<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流スペース 43,395,000円 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 2,388,000円 ・防災拠点型 58,569,000円 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 6,246,000円 	
	解体撤去工事費	<p>改築に際して既存施設を解体し撤去する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター 3,735,000円 ・大型児童センター 4,992,000円 <p>令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター 5,604,000円 ・大型児童センター 7,491,000円 	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	<p>改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター 5,580,000円 ・大型児童センター 7,452,000円 <p>令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童センター 9,015,000円 ・大型児童センター 12,042,000円 	
	ス 設 備 リ ン ク ラ ー 工 事 費	床面積が6,000㎡以上の場合 1㎡当たり 12,000円	スプリンクラー設備等に必要は工事費又は工事請負費

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
施設整備	放課後児童クラブ	<p>創設及び改築31,298,000円</p> <p>（令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という。）の第1の1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知。）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）</p> <p style="text-align: center;">62,596,000円</p> <p>通知の第1の2による学校敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもが共に過ごし交流する場と一体的に整備する場合（以下「通知の第1の2に定める事業を行う場合」という。）</p> <p style="text-align: center;">62,596,000円</p> <p>ただし、施設の整備が次のいずれかに該当する場合の補助基準額は、次のとおりとする。 なお、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出して得られた補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基準額を算出するものとする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合 (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））</p> <p>創設及び改築 34,428,000円</p> <p style="text-align: center;">（新・放課後子ども総合プランによる場合 68,856,000円）</p> <p style="text-align: center;">（通知第1の2に定める事業を行う場合 68,856,000円）</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備（以下、「津波避難対策緊急事業計画に基づく整備」という。）の場合</p> <p>創設及び改築 41,313,000円</p> <p style="text-align: center;">（新・放課後子ども総合プランによる場合 82,626,000円）</p> <p style="text-align: center;">（通知の第1の2に定める事業を行う場合 82,626,000円）</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の3（1）から（5）までに定める経費を除く。）及び工事事務費</p>
	特殊 附帯 工事	<p>利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合</p> <p style="text-align: center;">18,833,000円</p> <p>放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（1）又は（2）に該当する場合</p> <p style="text-align: center;">20,716,000円</p> <p>津波避難対策緊急事業計画に基づく整備整備の場合</p> <p style="text-align: center;">24,860,000円</p>	<p>特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費</p>

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
		解体撤去工事費 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,661,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 1,827,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 2,193,000円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費 改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 2,473,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 2,720,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 3,264,000円	
施設整備	病児保育施設	本体工事費 創設及び改築 42,509,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 46,760,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 56,112,000円	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(この交付要綱の3(1)から(5)までに定める経費を除く。)及び工事事務費
		設計料加算 本体工事費以外に設計料が別途必要となった場合は、次の額を加算する。 2,125,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 2,338,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 2,805,000円	
		環境改善加算 子どもにやさしい環境を作り出すための整備をする場合 5,015,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 5,517,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 6,620,000円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
		特殊附帯工事 利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合 17,927,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書(1)又は(2)に該当する場合 19,720,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 23,664,000円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

1 区分	2 種目	3 補助基準額	4 補助対象経費
	解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,625,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄 のただし書(1)又は(2)に該当する場合 2,888,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 3,465,000円	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮施設整備に必要な賃 借料、工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 4,675,000円 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄 のただし書(1)又は(2)に該当する場合 5,143,000円 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 6,171,000円	